

第1回 携帯電話等の使用に係る問題対策懇談会 会議録

- 日 時 平成20年8月20日(水) 午後4時30分～午後6時30分
- 会 場 教育委員室(本庁舎13階)
- 出席者
委 員：渡邊弘委員，川島芳昭委員，加治康正委員，関口浩委員，
松本カネ子委員，鶴蒔邦博委員，山口健美委員，亀山弘美委員，
糸井規雄委員，半田均委員，白鳥信義委員，松永俊彦委員
事 務 局：教育長，教育次長，教育監，教育企画課長，教育企画課総務担当主幹，
学校教育課長，学校健康課長，生涯学習課長，教育センター所長，
学校教育課課長補佐，学校教育課学校いきいきグループ係長 ほか
- 傍聴者 7名(うち報道関係者4名)

■ 会議経過

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 委員・事務局紹介
- 4 議題
 - (1) 会長・副会長の選出について
互選により渡邊委員を会長に，亀山委員を副会長に選出
 - (2) 会議の公開について
本会議は原則公開とする。なお，個人に関する情報など非公開に係る事案が生じた場合には，附属機関等の会議の公開に関する要領の4の「公開・非公開の決定」により，その都度，当懇談会にて判断をする。
 - (3) 携帯電話等の使用に係る問題対策指針の策定について
 - (4) 携帯電話の使用に関する事例紹介について
 - (5) 携帯電話等の使用に係る現状や問題点・課題について
- 5 その他

<委員からの主な意見・質問等(要旨)>

4(3) 携帯電話等の使用に係る問題対策指針の策定について

渡 邊 会長：懇談会のスケジュールについては，事務局から説明があったように今回を含めて4回であるが，特に意見がないので，このスケジュールで進めていきたい。

4(4) 携帯電話の使用に関する事例紹介について

松 本 委員：携帯電話の事例紹介で説明があった携帯電話安全教室のDVDは，諸団体に無料配布とのことだが，どのように連絡したらよいのか。

NTT ドコモ：ドコモのホームページに必要事項を入力していただきたい。

白 鳥 委員：フィルタリングの設定は，昨年12月から利用徹底が強化されたようだが，それ以前に契約した分については，保護者からの申し出がないと設定されないのか。

NTT ドコモ：フィルタリングについては，2008年2月以前の契約者には，フィル

タリングを希望するかどうかを通知し、何も返事がなければフィルタリングを設定するなど、今後進めていく予定である。

川 島 委員：ドコモ，a u，ソフトバンクの3社間で子どもの携帯電話の使い方について話し合いは行われていないのか。

NTT ドコモ：3社の上層部で，どんな話合いが行われているかはわからないが，3社でフィルタリング設定のポスターを作成している。

川 島 委員：ホワイトリスト，ブラックリストの方式が各社で違っていたり，子どもたち同士で「私は見られる，私は見られない。」ということが起こってしまったりしては困る。

NTT ドコモ：悪質なサイトの排除については，3社ともネットスター社に依頼しているので，おおよそ3社とも同じ内容のフィルタリングであると思われる。

4(5) 携帯電話等の使用に係る現状や問題点・課題について

渡 邊 会長：携帯電話の使用について，小中学生と保護者でかなりの意識の差があるようだが，どう考えるか。

亀山副会長：携帯電話を持たせてはいけないということではできないと思うので，フィルタリング設定の促進状況にかかわらず，小中学生の使用にふさわしい機能に限定した携帯電話の開発を要請していく必要があるのではないか。

渡 邊 会長：フィルタリングだけでは，100%対応できないと考えられる。その他，現状など意見があればお願いしたい。

半 田 委員：野々市町の「携帯電話を持たさない運動」の具体的な取組内容を説明して欲しい。また，本市としては，その運動についてどのように評価しているのか。

事 務 局：野々市町の具体的な取組としては，平成15年から町民会議が中心となり「子どもたちに携帯電話を持たさない運動」を進めている。この運動を円滑に進めるため，携帯電話対策部会を設置するとともに，小中学生と保護者を対象に学習講座を開催し，指導者の養成や教材の作成，調査研究，子どもや保護者・町民への啓発事業等を実施している。野々市町の取組は先進的な事例と考えているが，本市としての取組については，懇談会の意見を聞きながら，今後，委員会・作業部会等で検討していきたい。

半 田 委員：携帯電話を持たせないためのキャッチフレーズの作成や研修会，シンボルマーク作成など具体的な取組については参考になる部分が多いと思われる。

渡 邊 会長：携帯電話を子どもに持たせないなのか，または，持たせるがフィルタリングを徹底するのかで，大きく考えは変わってくると思うが。

白 鳥 委員：保護者と子どもの意識の差が大きく，保護者は携帯電話を安全のための電話と捉えており，インターネットを利用できる情報端末であると学校で話をしても，保護者は十分に理解していない人もいる。小学6年生から中学1年生になる時に買い与えることが多いようなので，「携帯電話はこういうものである」ということを保護者に十分認識してもらう必要がある。

亀山副会長：ドコモさんに伺いたいですが、携帯電話安全教室は、どこかの学校で開催したことはあるのか。

NTT ドコモ：弊社では、県内の小中高で年間約100回開催しており、平成18年4月から平成20年7月現在、宇都宮市立の小学校20校（約29%）中学校5校（約20%）で実施している。要請により訪問して行う場合と、栃木テレビの「パワフルジャンプ」の番組収録後に子どもと保護者向けに行う場合がある。

川島委員：掲示板等の書き込みやネットいじめは、無記名の場合がほとんどで、学校が知った場合、重大な犯罪でないかぎり警察は対応できないことが多い。携帯電話会社に相談した場合、誰が書き込んだのかについて情報提供してもらえるのか。

NTT ドコモ：通信の秘密の原則のため、誰が発信したかについては、公表することができない。

川島委員：そうなると早期発見が難しい。今後、対応等をお願いしたい。

松本委員：青少年巡回指導員の立場で子どもたちと接していて、個人的には、小中学生に携帯電話は必要ないと考えている。例えば、家庭内で若い母親は2階にいる子どもと携帯電話で話をしている。なぜ直接話をしないのか。また、中学生はチェーンメールや画像の送信などで傷つき、学校に行けなくなったという話も聞いている。町内の盆踊りなどのお祭りでも、小中高生が通路に座り、携帯電話でメールやゲームをしている。お祭りに参加しないのかと聞くと、自宅にはいたくないが、踊るよりも携帯電話の方が楽しいと答えている。10～20年前の地域力、地域の大人たちの目線があれば、携帯電話がなくても子どもの安全は守れると思う。心配だから携帯電話を持たせるのではなく、その前に親子の会話をしっかり行い、地域のきずながあれば、携帯電話はなくてもいいものだと思う。地域の研修会でも、PTAの方から小中学生には携帯電話は必要ないという声が聞こえてくる。親子の意識の違いはとても大きな問題で、小中学生の保護者は、携帯電話についてもっと勉強して欲しい。

糸井委員：資料5の問題点と課題はこのとおりだと思う。携帯電話はなくても大丈夫のはずだが、携帯電話が手放せない保護者がおり、便利なものを子どもに持たせたい保護者がいる。頭ごなしに持たせないというのはいかがなものか。中学校では、裏サイト等によるいじめの問題があるが、フィルタリングや機能限定などができれば防げるのではないか。また、資料5にある取組課題の内容が実施できれば、犯罪に関わるような問題は防ぐことができると思う。持たせる持たせないについては、どちらともいえない。

渡邊会長：犯罪に係る問題で、山口委員からいかがか。

山口委員：女子高校生が出会い系サイトに書き込みをして被害にあっている。出会い系サイトを利用していることを保護者に話していないため、被害者の家庭に事情を説明に行くと、保護者は何も知らずとても驚いている。また、万引きをした女子中学生に、話を聞きたいので警察に来るように伝

えたら、携帯電話だけを持って来た。それほど携帯電話に密着しているのかと感じる。資料5の取組課題では「エ（小中学生の使用にふさわしい機能に限定した携帯電話の開発・普及を促進する必要がある）」と「オ（各家庭で携帯電話の使用のルールを決めて徹底させる必要がある）」が大切だと考える。女子高校生に教育しても遅いと思われるので、小学校低学年からの教育が必要であると思う。

渡 邊 会長：小学校の情報モラル教育は積極的に行っているのか。

半 田 委員：本校の地域では携帯電話の所持率は高くない。携帯電話を中心とした生活をしている子どもはいないが、小学校からしっかり情報モラルを教える必要がある。持たせ方・使わせ方は大切なことで、「エ（小中学生の使用にふさわしい機能に限定した携帯電話の開発・普及を促進する必要がある）」と「オ（各家庭で携帯電話の使用のルールを決めて徹底させる必要がある）」の取組課題も大切であるが、持たせること自体がどうなのか突っ込んで議論することも必要ではないか。最終的には保護者の判断であるが、個人的には、小中学生に携帯電話を持たせたくない。地域をあげて携帯電話を持たせない運動をやっていききたいという考えはある。

関 口 委員：携帯電話はここ15年位で急速に発展し、ここまで進化するとは思っていなかった。携帯電話で何でもできて大変便利であるが、小中学生には大人とはまったく違う携帯電話でないと問題の改善は難しいのではないか。アメリカでは通話だけの携帯電話が中心で、インターネットはパソコンで行っている。日本ほど携帯電話の多機能化が進んでいる国はない。有害サイト規制法ができたが、100%フリタリングがかかったものしか子どもは持たないようしないと対応が追いつかないし、保護者に大きく期待するのは難しい。携帯電話の適正な使用については、人の力に頼ってはいない面があり、携帯電話の機能の改善から進めていかないと、国がいくらがんばってもうまくいかない面がある。携帯電話の適正な使用について、しっかり取り組む地域を広げていく必要がある。先進的に取り組んでいる地域をモデル地域として、取組を推進することも必要かもしれない。

松 永 委員：一般の市民からすると、携帯電話は子どもにとっていいおもちゃができたという感覚であろう。小学生は携帯電話がどんなものか興味があり、中学生は使い方が徐々に分かって自分なりの使い方をしている状況ではないか。保護者が子どもに関心がないことが大きな問題で、その1つに携帯電話の問題が含まれているのではないか。通話の機能だけでは、子どもも携帯電話に興味がない。子どもは、自分の部屋から携帯電話を通していろんな世界に入り込めることに飛びついている。子どもは正しい使い方を認識していないので、例えば、知らないうちに自分が犯罪者になっているかもしれないということを教えていかななくてはならない。

5 その他

次回日程 平成20年10月下旬の開催予定